



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月27日金曜日 第2051号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則..... 265

## 告 示

指定代理納付者の指定..... 271

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の一部改正..... 271

医療機関の指定..... 272

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... 272

指定医療機関の廃止の届出..... 272

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 272

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 272

指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... 273

指定居宅サービス事業者の指定の取消し..... 273

指定居宅介護支援事業者の指定の取消し..... 273

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し..... 273

市営土地改良事業の換地処分..... 274

監視伝染病発生予防検査の実施..... 274

監視伝染病の発生予防のための注射の実施..... 274

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止の一部改正..... 275

加入区の設定（漁獲共済）の一部改正..... 275

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）..... 275

愛媛県工事執行規程の一部改正..... 275

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... 276

土砂災害警戒区域の指定..... 276

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... 277

土砂災害警戒区域の指定..... 277

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... 278

土砂災害警戒区域の指定..... 278

基本測量の終了の通知（2件）..... 278

県立都市公園の区域の変更（2件）..... 279

道路の供用開始（県道上怒和元怒和線）..... 279

開発行為に関する工事の完了..... 279

道路の供用開始（一般国道440号）..... 280

道路の区域変更（県道立石内子線）..... 280

道路の供用開始（ " ）..... 280

道路の供用開始（県道長浜中村線）..... 280

道路の区域変更（県道鳥首五十崎線）.....	281
道路の供用開始（ " ）.....	281
道路の区域変更（県道土居魚成線）.....	281
道路の供用開始（ " ）.....	281
道路の区域変更（県道高瀬松溪線）.....	281
道路の供用開始（ " ）.....	282
道路の供用開始（県道大洲野村線）.....	282

## 監査公表

愛媛県信用保証協会、愛媛県土地開発公社、財団法人愛媛県廃棄物処理センター、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、財団法人愛媛県暴力追放推進センター、財団法人松山観光コンベンション協会、財団法人愛媛県栽培漁業基金、財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社、愛媛県住宅供給公社.....	282
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会、財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会、愛媛県森林組合連合会、特定非営利活動法人ラ・ファミリエ.....	283
財団法人愛媛県体育協会、社会福祉法人親和園、有限責任事業組合トライアウトえひめ、学校法人久米幼稚園、学校法人徳育学園、阿部鉄工所、株式会社大栄電機工業、学校法人高縄幼稚園、株式会社妻鳥通信工業、財団法人愛媛県生活衛生営業指導センター、株式会社D I O ジャパン、有限会社寿開発、株式会社大竹組、宗教法人来迎寺、株式会社東豫建設、愛媛県土地改良事業団体連合会、株式会社トーヨ、愛媛県林材業振興会議、愛媛県担い手育成総合支援協議会、ジェイアール四国バス株式会社.....	283
愛媛県競技力向上対策本部.....	285
子育て支援課.....	285
包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	285
監査結果に基づく措置の公表（3件）.....	287

## 公営企業告示

落札者等の告示..... 288

## 雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... 289

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第17号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

### 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

第1条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和57年愛媛県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	政令第1条の3第2項の申請書	省略
2・3 省略		

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	法第15条の2第4項の規定による准看護師再教育研修修了の登録の申請	准看護師再教育研修修了登録申請書(様式第4号)
2	法第15条の2第5項に規定する准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付の申請	准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書(様式第5号)
3	法第15条の2第5項に規定する准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請	准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書(様式第6号)
4	政令第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請	准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(様式第7号)
5	省略	
6	省略	
7	政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請	准看護師免許証再交付申請書(様式第8号)
8	政令第7条第5項又は第8条第4項の規定による免許証の返納	准看護師免許証返納書(様式第9号)
9	政令附則第3項の規定による保健婦免状又は看護婦免状の返納	保健婦(看護婦)免状返納書(様式第10号)
10	省令第30条第1項の規定による合格証明書の交付の申請	准看護師試験合格証明書交付申請書(様式第11号)
11	省令附則第5項及び第6項第1号の助産婦名簿の贈本の交付の申請	助産婦名簿贈本交付申請書(様式第12号)

(準用規定)

第4条 第2条の表1の項及び2の項並びに前条の表4の項から8の項まで及び10の項の規定は法第51条第1項に規定する者について、第2条の表1の項及び2の項並びに前条の表4の項、5の項及び10の項の規定は法第52条第1項に規定する者について、第2

改 正 前

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	政令第1条第2項の申請書	省略
2・3 省略		

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	政令第3条第2項の規定による准看護師籍の訂正の申請	准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(様式第4号)
2	省略	
3	省略	
4	政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請	准看護師免許証再交付申請書(様式第5号)
5	政令第7条第5項又は第8条第4項の規定による免許証の返納	准看護師免許証返納書(様式第6号)
6	政令附則第3項の規定による保健婦免状又は看護婦免状の返納	保健婦(看護婦)免状返納書(様式第7号)
7	省令第30条第1項の規定による合格証明書の交付の申請	准看護師試験合格証明書交付申請書(様式第8号)
8	省令附則第5項及び第6項第1号の助産婦名簿の贈本の交付の申請	助産婦名簿贈本交付申請書(様式第9号)

(準用規定)

第4条 第2条の表1の項及び2の項並びに前条の表1の項から5の項まで及び7の項の規定は法第51条第1項に規定する者及び法第53条第1項に規定する者について、第2条の表1の項及び2の項並びに前条の表1の項、2の項及び7の項の規定は法第52条第

条の表1の項及び2の項並びに前条の表1の項から8の項まで及び10の項の規定は法第53条第1項に規定する者について準用する。

(提出書類の経由手続)

第5条 政令、省令及びこの規則により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類(第3条の表1の項から3の項までに規定する書類を除く。)は、所轄の保健所長を經由しなければならない。

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号 省略

1項

に規定する者について準用する。

(提出書類の経由手続)

第5条 政令、省令及びこの規則により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、所轄の保健所長を經由しなければならない。

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

第2条 保健師助産師看護師法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第4号(第3条関係) 准看護師再教育研修修了登録申請書

准看護師再教育研修修了登録申請書

愛媛県収入証紙  
 ちよう付欄  
 (消印は、しな  
 いこと。)

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
 申請者 ふりがな 氏 名 (印)  
 電話番号

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日	性 別	
本 籍 地 都道府県名		准看護師籍登録 都道府県名	
再教育研修の 開始年月日	年 月 日	再教育研修の 修了年月日	年 月 日
個別研修に係る再教育命令を受けた 者にあつては、助言指導者の氏名			

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。  
 2 次に掲げる書類を添付すること。  
 (1) 免許証の写し  
 (2) 准看護師再教育研修を修了したことを証する書類  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5号(第3条関係) 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書

准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書

愛媛県収入証紙  
 ちよう付欄  
 (消印は、しな  
 いこと。)

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

申請者 氏 <sup>ふりがな</sup> 名

㊞

電話番号

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日	
生年月日	年 月 日	性 別		
准看護師再教育研修 修了登録年月日		年 月 日		
変更 を 生 じ た 事 項	区 分	変 更 前	変更後(第1回)	変更後(第2回)
	本 籍 地 都道府県名			
	ふりがな 氏 名			
変更の理由				

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。  
 2 次に掲げる書類を添付すること。  
 (1) 免許証の写し  
 (2) 准看護師再教育研修修了登録証  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第6号(第3条関係) 准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書		愛媛県収入証紙 ちよう付欄 (消印は、しないこと。)	
		年 月 日	
愛媛県知事 様			
		住 所	
申請者		ふりがな 氏 名	(印)
		電話番号	
登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
准看護師籍登録 都道府県名			
准看護師再教育研修 修了登録年月日	年 月 日		
申請の理由(該当するものを で囲むこと。)	破つた・汚した・失つた		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 免許証の写し

(2) 准看護師再教育研修修了登録証を破り、又は汚したことによる再交付の申請の場合は、准看護師再教育研修修了登録証

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 421 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区六本木六丁目10番 1号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

○愛媛県告示第 422 号

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成19年 6月愛媛県告示第1128号）の一部を次のように改正し、平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
<b>別表第 1（ 1 関係）</b>					<b>別表第 1（ 1 関係）</b>						
整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕			備考	整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕			備考
		(1)	(2)	(3)				(1)	(2)	(3)	
省略					省略						
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第 6 条 に規定する施設をいう。）	省略			211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）	省略				
省略					省略						
<b>別表第 2（ 2 関係）</b>					<b>別表第 2（ 2 関係）</b>						
整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備考	整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備考		
		(1)	(2)				(1)	(2)			
省略					省略						
211	共同調理場（学校給食法第 6 条 に規定する施設をいう。）	省略			211	共同調理場（学校給食法第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）	省略				
省略					省略						
<b>別表第 3（ 3 関係）</b>					<b>別表第 3（ 3 関係）</b>						
整理 番号	業種その他の区分	りん含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備考	整理 番号	業種その他の区分	りん含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備考		
		(1)	(2)				(1)	(2)			
省略					省略						
211	共同調理場（学校給食法第 6 条 に規定す	省略			211	共同調理場（学校給食法第 5 条の 2 に規定す	省略				

	る施設をいう。)			
省略				

	る施設をいう。)			
省略				

○愛媛県告示第 423 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
武田脳神経外科	医療法人 武田脳神経外科	今治市南高下町三丁目81 6番地 4	平成21年 1月13日

今治おかもと薬局	有限会社 岡 本 薬 局	今治市南高下町三丁目 2 番10号	平成21年 1月13日
国松歯科医院	國 松 佳 司	宇和島市津島町岩松721 番地 2	平成21年 2月 1日
そうごう薬局今治東店	総合メディカル 株式会社	今治市松本町一丁目 7 - 11	平成21年 2月 1日
旭調剤薬局東店	有限会社 旭 調 剤 薬 局	東温市田窪字海稲1495番 3	平成21年 3月 1日

○愛媛県告示第 424 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定 訪問看護事業者等）の 名称	主たる事務所の 所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町 8 番 15 - 701号	訪問看護ステーション花みか ん	伊予郡松前町昌農内613番地 4	平成21年 2月 1日

○愛媛県告示第 425 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
久保内科循環器 科分院	医療法人 神 南 会	大洲市藤縄甲1433番地	平成19年 10月 2日

藤 本 医 院	藤 本 哲 郎	大洲市大洲483番地	平成20年 3月29日
越智神経科	越智伸彌	今治市旭町 3 - 2 - 2	平成20年 12月25日
国松歯科医院	国 松 郁 生	宇和島市津島町岩松721 番地 2	平成21年 2月 1日

○愛媛県告示第 426 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社アイ・ティーフード サービス	広島県広島市中区中町 7 番16 号	訪問看護ステーション花みか ん	伊予郡松前町昌農内613番地 4	平成21年 2月 1日

○愛媛県告示第 427 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成21年 3月27日



愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人日本地域福祉協会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目2番5号	街かどケアホームのりか	新居浜市萩生131番地80	平成20年12月1日
（変更前） 有限責任中間法人日本地域福祉協会				

○愛媛県告示第 428 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称が次のように変更された。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人日本地域福祉協会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目2番5号	街かどケアホームのりか	新居浜市萩生131番地80	平成20年12月1日
（変更前） 有限責任中間法人日本地域福祉協会				

○愛媛県告示第 429 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第77条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	取消しに係る指定居宅サービス事業所		取消年月日
				名称	所在地	
3871300335	株式会社スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1サン・ファミリア四国中央1階	訪問介護	スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1サン・ファミリア四国中央1階	平成21年4月30日

○愛媛県告示第 430 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第84条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定を取り消した。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	取消しに係る指定居宅介護支援事業所		取消年月日
				名称	所在地	
3871300327	株式会社スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1サン・ファミリア四国中央1階	居宅介護支援	居宅介護支援事業所スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1サン・ファミリア四国中央1階	平成21年4月30日

○愛媛県告示第 431 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	取消しに係る指定介護予防サービス事業所		取消年月日
				名称	所在地	
3871300335	株式会社スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1サン・ファミリア四国中央1階	介護予防訪問介護	スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1サン・ファミリア四国中央1階	平成21年4月30日

○愛媛県告示第 432 号

平成21年 3月13日東温市営土地改良事業井内上地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 433 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並び実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛	県下一円

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛	県下一円

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	松山市 旧北条市に限る ) 伊予市、伊予郡、東温市、上浮穴郡、大洲市、喜多郡、八幡浜市、北宇和郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 3 その他知事の指定する牛	県下一円

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出の対	県下一円

象となるもの。ただし、同法同条第 2 項ただし書きに該当するものを除く。

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 3 その他知事の指定する馬	県下一円

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成21年 4月 1 日から平成22年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。

(2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

急速凝集反応法

(3) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第 434 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	県下一円

2 実施の期日

平成21年 4月 1 日から平成22年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第 435 号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止（昭和63年10月愛媛県告示第1183号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
のり等養殖業（のり養殖業）		のり等養殖業（のり養殖業）	
加入区 of 名称	区 域	加入区 of 名称	区 域
省略		省略	
西条加入区	<u>西条市漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区</u>	西条加入区	<u>西条漁業協同組合</u> _____の地区
西条市禎瑞加入区	<u>西条市漁業協同組合の地区のうち、旧西条市禎瑞漁業協同組合の地区</u>	西条市禎瑞加入区	<u>西条市禎瑞漁業協同組合</u> _____の地区
省略		省略	

○愛媛県告示第 436 号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 域	区 分	区 域	区 分
1～9 省略		1～9 省略	
10 西条区域（ <u>西条市漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区</u> ）	省略	10 西条区域（ <u>西条漁業協同組合</u> _____の地区）	省略
11～45 省略		11～45 省略	

○愛媛県告示第 437 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 3月27日から 4月10日まで

○愛媛県告示第 438 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 3月27日から 4月10日まで

○愛媛県告示第 439 号

愛媛県工事執行規程（昭和39年 8月愛媛県告示第 695 号）の一部を次のように改正し、平成21年 4月 1 日から施行する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 工程表の省略 )	( 工程表の省略 )
<b>第 9 条</b> 工程表を省略することができる工事は、1 件の請負代金額が50万円未満のもの及び年間維持工事（県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。）とする。	<b>第 9 条</b> 工程表を省略することができる工事は、1 件の請負代金額が50万円未満のもの_____とする。
( 部分払 )	( 部分払 )
<b>第17条</b> 既成部分に対する一部支払の回数は、おおむね、次の基準によるものとする。	<b>第17条</b> 既成部分に対する一部支払の回数は、おおむね、次の基準によるものとする。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 設計金額 400万円以上1,000万円未満 3回	(3) 設計金額 400万円以上2,800万円未満 400万円を超える額が600万円を増すごとに前号に掲げる回数に1回を加える回数
(4) 設計金額 1,000万円以上1,600万円未満 4回	
(5) 設計金額 1,600万円以上2,200万円未満 5回	
(6) 設計金額 2,200万円以上2,800万円未満 6回	
(7) 省略	(4) 省略
2 前項の規定にかかわらず、年間維持工事に係る一部支払の回数は、3回とする。	

○愛媛県告示第 440 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ファミリーイツ A 205 - I - 17 6(2)	新居浜市大生院（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ファミリーイツ A 205 - I - 17 6(2)	新居浜市大生院（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ファミリーイツ B 205 - I - 17 7(2)	新居浜市大生院（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ファミリーイツ B 205 - I - 17 7(2)	新居浜市大生院（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬場 303 - I - 63 (1)	新居浜市別子山瀬場（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	瀬場 303 - I - 63 (1)	新居浜市別子山瀬場（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
弟地 A 303 - I - 64 (1)	新居浜市別子山弟地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	弟地 A 303 - I - 64 (1)	新居浜市別子山弟地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小美野 303 - I - 25 49(1)	新居浜市別子山小美野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	小美野 303 - I - 25 49(1)	新居浜市別子山小美野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

へや谷川 303 - 1118	新居浜市別子山弟地（次の図のとおり）	土石流	へや谷川 303 - 1118	新居浜市別子山弟地（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
へや谷東川 303 - 1119	新居浜市別子山弟地（次の図のとおり）	土石流	へや谷東川 303 - 1119	新居浜市別子山弟地（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
瀬場谷川 303 - 1120	新居浜市別子山瀬場（次の図のとおり）	土石流	瀬場谷川 303 - 1120	新居浜市別子山瀬場（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
淵谷川 303 - 1121	新居浜市別子山肉淵（次の図のとおり）	土石流	淵谷川 303 - 1121	新居浜市別子山肉淵（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 441 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小女郎川 205 - 1055	新居浜市立川町（次の図の	土石流

	と お り	
芋野谷川 303 - 1122	新居浜市別子山芋野 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第442号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山口 206 - I - 13 4(1)	西条市飯岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山口 206 - I - 13 4(1)	西条市飯岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浜 206 - I - 13 5(1)	西条市大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大浜 206 - I - 13 5(1)	西条市大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
武丈 206 - I - 13 7(1)	西条市福武 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	武丈 206 - I - 13 7(1)	西条市福武 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市之川 3 206 - I - 20 4(2)	西条市市之川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	市之川 3 206 - I - 20 4(2)	西条市市之川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西野口 206 - I - 26 53(1)	西条市飯岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西野口 206 - I - 26 53(1)	西条市飯岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山口下川 206 - 1103	西条市山口 (次の図のとおり)	土石流	山口下川 206 - 1103	西条市山口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大浜川 206 - 1104	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	大浜川 206 - 1104	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷川 206 - 1105	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	長谷川 206 - 1105	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
番屋谷川 206 - 1106	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	番屋谷川 206 - 1106	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西大浜川 206 - 1107 - 1	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	西大浜川 206 - 1107 - 1	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西大浜川 206 - 1107 - 2	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	西大浜川 206 - 1107 - 2	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷敷川 206 - 1108	西条市飯岡長谷敷 (次の図のとおり)	土石流	長谷敷川 206 - 1108	西条市飯岡長谷敷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
王至森東川 206 - 1110	西条市飯岡山本 (次の図のとおり)	土石流	王至森東川 206 - 1110	西条市飯岡山本 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
王至森谷川 206 - 1111	西条市長谷敷 (次の図のとおり)	土石流	王至森谷川 206 - 1111	西条市長谷敷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
常福寺谷川 206 - 1113	西条市新田 (次の図のとおり)	土石流	常福寺谷川 206 - 1113	西条市新田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
市之川西川 206 - 1115	西条市丸野 (次の図のとおり)	土石流	市之川西川 206 - 1115	西条市丸野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
止呂谷川 206 - 1128	西条市風透 (次の図のとおり)	土石流	止呂谷川 206 - 1128	西条市風透 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大浜東川 206 - 2043	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	大浜東川 206 - 2043	西条市大浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第443号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口川 206 - 1102	西条市山口 (次の図のとおり)	土石流
産能川 206 - 1109	西条市飯岡長谷敷 (次の図のとおり)	土石流
界谷川 206 - 1112	西条市福武 (次の図のとおり)	土石流
金剛院川 206 -	西条市新田 (次の図のとおり)	土石流

1114	図のとおり)	
市之川 上川 206 - 2044	西条市 市之川 (次の 図のと おり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 444 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須賀通 A 203 - I - 19 69(1)	宇和島市住吉町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須賀通 A 203 - I - 19 69(1)	宇和島市住吉町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
丸之内 B 203 - I - 20 21(1)	宇和島市丸之内三丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	丸之内 B 203 - I - 20 21(1)	宇和島市丸之内三丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
丸之内 A 203 - I - 20 22(1)	宇和島市丸之内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	丸之内 A 203 - I - 20 22(1)	宇和島市丸之内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
小池西 203 - I - 20 75(1)	宇和島市小池(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小池西 203 - I - 20 75(1)	宇和島市小池(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
玉ヶ月 川 203 - 1016	宇和島市住吉町(次の図のとおり)	土石流	玉ヶ月 川 203 - 1016	宇和島市住吉町(次の図のとおり)	土石流 次の図のとおり
深泥川 203 - 1017 - 4	宇和島市大浦(次の図のとおり)	土石流	深泥川 203 - 1017 - 4	宇和島市大浦(次の図のとおり)	土石流 次の図のとおり
下深泥 川 203 - 1018 - 1	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流	下深泥 川 203 - 1018 - 1	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流 次の図のとおり
下深泥 川 203 - 1018 - 2	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流	下深泥 川 203 - 1018 - 2	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流 次の図のとおり
西大小 浜川 203 - 1155	宇和島市大小浜(次の図のとおり)	土石流	西大小 浜川 203 - 1155	宇和島市大小浜(次の図のとおり)	土石流 次の図のとおり

上神田 川 203 - 1157	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流	上神田 川 203 - 1157	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤北川 203 - 2036	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流	藤北川 203 - 2036	宇和島市藤江(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 445 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小池川 203 - 1156	宇和島市小池(次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 446 号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成20年 6月25日から  
平成21年 3月10日まで
- 3 作業地域 新居浜市

○愛媛県告示第 447 号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査作業)
- 2 作業期間 平成20年12月 8日から  
平成21年 3月 9日まで
- 3 作業地域 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町

○愛媛県告示第 448 号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第2条第2項の規定に基づき、県立都市公園の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	供用開始の日
第4号南予レクリエーション都市公園	宇和島市	図面のとおり	平成21年 4月 1日

（図面省略）



○愛媛県告示第 449 号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第2条第2



○愛媛県告示第 450 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上怒和元怒和線	松山市元怒和甲942番1地先から 同市元怒和甲948番2地先まで	平成21年 3月27日



○愛媛県告示第 451 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 3月27日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
20中局建（開）第62号 平成21年 3月18日	伊予郡松前町大字筒井字土居686番1、686番4、686番5、687番1、687番2、688番1、688番2、688番3、689番1、689番2、690番1、690番2、692番1、692番2、字石田722番8、723番5、724番3、753番1、753番2、754番1、754番2、755番1、755番2、756番1、756番2、757番1、757番2、758番1、758番2、759番1、759番2、760番1、760番2、761番1、761番2、字竹垂水762番、763番1、763番2、764番1、764番2、765番1、765番2、766番1、766番2、767番1、767番2、768番1、768番2、769番1、769番2、770番1、770番2、771番1、771番2、772番1、772番2、773番1、773番2、774番1、774番2、775番1、775番2、776番1、776番2、777番1、777番2、778番1、778番2、779番1、779番2、780番1、780番2、781番1、781番2、782番1、782番2、783番1、783番2、784番1、784番2、785番1、785番2、786番1、786番2、787番1、787番2、788番1、788番2、789番1、789番2、790番1、790番2、791番1、791番2、792番1、792番2、793番1、793番2、794番1、794番2、795番1、795番2、796番1、796番2、797番1、797番2、798番1、798番2、799番1、799番2、800番1、800番2、800番3、800番4、801番1、801番2、802番1、802番2、803番1、字茶屋分815番1、817番1、818番1、819番1、820番1、820番2、821番1、821番2、822番1、823番1、823番2、824番1、824番2、825番1、825番2、826番1、826番2、827番1、827番2、828番1、828番2、829番1、829番2、830番1、830番2、830番3、831番1、831番2、831番3、832番1、832番2、832番3、833番1、833番2、834番1、834番2、835番1、835番2、836番1、836番2、837番1、837番2、838番1、838番2、字樋ノ口840番1、840番2、841番1、841番2、842番1、842番2、843番1、843番2、844番1、844番2、845番1、845番2、846番1、846番2、847番1、847番2、848番1、848番2、849番1、849番2、850番1、850番2、851番1、851番2、852番1、852番2、853番1、853番2、854番1、854番2、855番1、855番2、大字東古泉字源助分529番1、530番1、531番1、531番2、532番1、533番1、533番2、字文五郎分579番1、579番2、580番1、580番2、581番1、581番2、582番1、582番2、583番1、583番2、584番1、584番2、585番1、585番2、586番1、586番2、587番1、587番2、588番1、588番2、589番1、589番2、590番1、590番2、591番1、591番2、591番3、592番1、592番2、字登り内593番1、593番2、594番1、594番2、595番1、595番2、595番3、595番4、596番1、596番2、598番1、598番2、598番3、599番1、599番2、600番1、600番2、601番1、601番2、602番1、602番2、603番1、603番2、604番1、604番2、605番1、605番2、606番1、606番2、606番3、606番4、606番5、607番1、607番2、607番3、608番1、608番2、609番1、609番2、610番1、610番2、611番1、611番2、612番1、612番2、613番1、613番2、614番1、614番2、615番1、615番2、616番1、616番2、617番1、617番2、618番1、618番2、619番1、619番2、620番1、620番2、621番1、621番2、622番1、622番2、623番1、623番2、624番1、624番2、625番1、625番2、626番1、626番2、627番1、627番2、628番1、628番2、629番1、629番2、630番1、630番2、631番1、631番2、632番1、632番2、633番1、633番2、634番1、634番2、635番1、635番2、636番1、636番2、637番1、637番2、638番1、638番2、639番1、639番2、640番1、640番2、641番1、641番2、642番1、642番2、643番1、643番2、644番1、644番2、645番1、645番2、646番1、646番2、647番1、647番2、648番1、648番2、649番1、649番2、650番1、650番2、651番1、651番2、652番1、652番2、653番1、653番2、654番1、654番2、655番1、655番2、656番1、656番2、657番1、657番2、658番1、658番2、659番1、659番2、660番1、660番2、661番1、661番2、662番1、662番2、663番1、663番2、664番1、664番2、665番1、665番2、666番1、666番2、667番1、667番2、668番1、668番2、669番1、669番2、670番1、670番2、671番1、671番2、672番1、672番2、673番1、673番2、674番1、674番2、675番1、675番2、676番1、676番2、677番1、677番2、678番1、678番2、679番1、679番2、680番1、680番2、681番1、681番2、682番1、682番2、683番1、683番2、684番1、684番2、685番1、685番2、686番1、686番2、687番1、687番2、688番1、688番2、689番1、689番2、690番1、690番2、691番1、691番2、692番1、692番2、693番1、693番2、694番1、694番2、695番1、695番2、696番1、696番2、697番1、697番2、698番1、698番2、699番1、699番2、700番1、700番2、701番1、701番2、702番1、702番2、703番1、703番2、704番1、704番2、705番1、705番2、706番1、706番2、707番1、707番2、708番1、708番2、709番1、709番2、710番1、710番2、711番1、711番2、712番1、712番2、713番1、713番2、714番1、714番2、715番1、715番2、716番1、716番2、717番1、717番2、718番1、718番2、719番1、719番2、720番1、720番2、721番1、721番2、722番1、722番2、723番1、723番2、724番1、724番2、725番1、725番2、726番1、726番2、727番1、727番2、728番1、728番2、729番1、729番2、730番1、730番2、731番1、731番2、732番1、732番2、733番1、733番2、734番1、734番2、735番1、735番2、736番1、736番2、737番1、737番2、738番1、738番2、739番1、739番2、740番1、740番2、741番1、741番2、742番1、742番2、743番1、743番2、744番1、744番2、745番1、745番2、746番1、746番2、747番1、747番2、748番1、748番2、749番1、749番2、750番1、750番2、751番1、751番2、752番1、752番2、753番1、753番2、754番1、754番2、755番1、755番2、756番1、756番2、757番1、757番2、758番1、758番2、759番1、759番2、760番1、760番2、761番1、761番2、762番1、762番2、763番1、763番2、764番1、764番2、765番1、765番2、766番1、766番2、767番1、767番2、768番1、768番2、769番1、769番2、770番1、770番2、771番1、771番2、772番1、772番2、773番1、773番2、774番1、774番2、775番1、775番2、776番1、776番2、777番1、777番2、778番1、778番2、779番1、779番2、780番1、780番2、781番1、781番2、782番1、782番2、783番1、783番2、784番1、784番2、785番1、785番2、786番1、786番2、787番1、787番2、788番1、788番2、789番1、789番2、790番1、790番2、791番1、791番2、792番1、792番2、793番1、793番2、794番1、794番2、795番1、795番2、796番1、796番2、797番1、797番2、798番1、798番2、799番1、799番2、800番1、800番2、800番3、800番4、801番1、801番2、802番1、802番2、803番1、803番2、804番1、804番2、805番1、805番2、806番1、806番2、807番1、807番2、808番1、808番2、809番1、809番2、810番1、810番2、811番1、811番2、812番1、812番2、813番1、813番2、814番1、814番2、815番1、815番2、816番1、816番2、817番1、817番2、818番1、818番2、819番1、819番2、820番1、820番2、821番1、821番2、822番1、822番2、823番1、823番2、824番1、824番2、825番1、825番2、826番1、826番2、827番1、827番2、828番1、828番2、829番1、829番2、830番1、830番2、831番1、831番2、832番1、832番2、833番1、833番2、834番1、834番2、835番1、835番2、836番1、836番2、837番1、837番2、838番1、838番2、839番1、839番2、840番1、840番2、841番1、841番2、842番1、842番2、843番1、843番2、844番1、844番2、845番1、845番2、846番1、846番2、847番1、847番2、848番1、848番2、849番1、849番2、850番1、850番2、851番1、851番2、852番1、852番2、853番1、853番2、854番1、854番2、855番1、855番2、856番1、856番2、857番1、857番2、858番1、858番2、859番1、859番2、860番1、860番2、861番1、861番2、862番1、862番2、863番1、863番2、864番1、864番2、865番1、865番2、866番1、866番2、867番1、867番2、868番1、868番2、869番1、869番2、870番1、870番2、871番1、871番2、872番1、872番2、873番1、873番2、874番1、874番2、875番1、875番2、876番1、876番2、877番1、877番2、878番1、878番2、879番1、879番2、880番1、880番2、881番1、881番2、882番1、882番2、883番1、883番2、884番1、884番2、885番1、885番2、886番1、886番2、887番1、887番2、888番1、888番2、889番1、889番2、890番1、890番2、891番1、891番2、892番1、892番2、893番1、893番2、894番1、894番2、895番1、895番2、896番1、896番2、897番1、897番2、898番1、898番2、899番1、899番2、900番1、900番2、901番1、901番2、902番1、902番2、903番1、903番2、904番1、904番2、905番1、905番2、906番1、906番2、907番1、907番2、908番1、908番2、909番1、909番2、910番1、910番2、911番1、911番2、912番1、912番2、913番1、913番2、914番1、914番2、915番1、915番2、916番1、916番2、917番1、917番2、918番1、918番2、919番1、919番2、920番1、920番2、921番1、921番2、922番1、922番2、923番1、923番2、924番1、924番2、925番1、925番2、926番1、926番2、927番1、927番2、928番1、928番2、929番1、929番2、930番1、930番2、931番1、931番2、932番1、932番2、933番1、933番2、934番1、934番2、935番1、935番2、936番1、936番2、937番1、937番2、938番1、938番2、939番1、939番2、940番1、940番2、941番1、941番2、942番1、942番2、943番1、943番2、944番1、944番2、945番1、945番2、946番1、946番2、947番1、947番2、948番1、948番2、949番1、949番2、950番1、950番2、951番1、951番2、952番1、952番2、953番1、953番2、954番1、954番2、955番1、955番2、956番1、956番2、957番1、957番2、958番1、958番2、959番1、959番2、960番1、960番2、961番1、961番2、962番1、962番2、963番1、963番2、964番1、964番2、965番1、965番2、966番1、966番2、967番1、967番2、968番1、968番2、969番1、969番2、970番1、970番2、971番1、971番2、972番1、972番2、973番1、973番2、974番1、974番2、975番1、975番2、976番1、976番2、977番1、977番2、978番1、978番2、979番1、979番2、980番1、980番2、981番1、981番2、982番1、982番2、983番1、983番2、984番1、984番2、985番1、985番2、986番1、986番2、987番1、987番2、988番1、988番2、989番1、989番2、990番1、990番2、991番1、991番2、992番1、992番2、993番1、993番2、994番1、994番2、995番1、995番2、996番1、996番2、997番1、997番2、998番1、998番2、999番1、999番2、1000番1、1000番2	松山市宮西一丁目2番1号 株式会社フジ 取締役社長 尾崎 英雄

3、619番6、619番7、620番6、621番3、621番6、622番3、622番6、  
 字東浦661番3、662番1、662番5、663番1、664番1、665番3、665番  
 9、670番1、670番6、671番1、671番7、672番1、672番7、673番1、  
 673番7、674番1、674番4、675番1、675番3、676番1、676番2、678  
 番1、678番2、679番1、679番2、680番1、680番2、大字東古泉文五  
 郎分592番1地先町道、大字筒井字土居690番1地先町道及び大字筒井字竹  
 垂水790番4地先町道

○愛媛県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4228番2地先から 同字永野4234番2まで	平成21年 3月27日

○愛媛県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7472番2から 同町大瀬南7449番6まで	旧	メートル 4.5～7.0	キロメートル 0.068	
			新	5.0～15.3	0.063	

○愛媛県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7472番2から 同町大瀬南7474番2まで	平成21年 3月27日

○愛媛県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲179番から 同市八多喜町甲2839番2まで	平成21年 3月30日



## ○愛媛県告示第 456 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎甲1620番22から 同町五十崎甲1694番 9 まで	旧	メートル 10.9~24.8	キロメートル 0.352	
			新	12.6~62.0	0.352	

## ○愛媛県告示第 457 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎甲1620番22から 同町五十崎甲1694番 9 まで	平成21年 3月27日

## ○愛媛県告示第 458 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	土居魚成線	西予市城川町嘉喜尾3002番 3 から 同町嘉喜尾2987番 3 まで	旧	メートル 4.0~9.2	キロメートル 0.037	
			新	7.0~11.6	0.037	

## ○愛媛県告示第 459 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	土居魚成線	西予市城川町嘉喜尾3002番 3 から 同町嘉喜尾2987番 3 まで	平成21年 3月27日

## ○愛媛県告示第 460 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬764番5から 同町高瀬4108番1地先まで 及 び 西予市野村町高瀬772番4から 同町高瀬4108番1地先まで	旧	メートル 9.1~15.6  1.1~1.4	キロメートル 0.010  0.021	
		西予市野村町高瀬764番5から 同町高瀬4108番1地先まで	新	9.1~15.6	0.010	

○愛媛県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬764番5から 同町高瀬4108番1地先まで	平成21年3月29日

○愛媛県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬772番3から 同町高瀬769番3まで	平成21年3月29日

監 査 公 表

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光  
同 白 石 友 一  
同 明 比 昭 治  
同 河 野 忠 康

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
愛媛県信用保証協会	設立 昭和24年4月30日 基本基金 12,244,005,249円 県出捐額 3,408,270,023円	平成20年12月19日
愛媛県土地開発公社	設立 昭和48年6月1日 基本金の額 30,000,000円 県出捐額 30,000,000円	"

財団法人 愛媛県廃棄物処理 センター	設立 平成5年9月1日 基本基金 10,000,000円 県出捐額 2,500,000円	"
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事 業団	設立 昭和47年4月1日 基本基金 1,991,290,798円 県出捐額 1,991,290,798円	"
財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成4年4月24日 基本基金 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	平成20年11月28日
財団法人 松山観光コンベン ション協会	設立 平成3年1月10日 基本基金 521,000,000円 県出捐額 150,000,000円	"

財団法人 愛媛県栽培漁業基 金	設立 昭和61年12月12日 基本基金 2,209,200,000円 県出捐額 665,000,000円	"
財団法人 えひめ農林漁業 担い手育成公社	設立 昭和46年 9月 8日 基本基金 15,000,000円 県出捐額 10,650,000円	"
愛媛県住宅供給公 社	設立 昭和40年11月15日 基本基金 10,000,000円 県出捐額 10,000,000円	"
(監査の結果) 平成19年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		

○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム	平成20年12月19日	
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	"	
財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	平成20年11月28日	
愛媛県森林組合連合会	"	
特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	"	
(監査の結果) 平成19年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		
公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム	愛媛県物産観光センター	22,243,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	愛媛県総合社会福祉会館	58,629,000円
財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	愛媛県母子福祉センター	12,308,798円
愛媛県森林組合連合会	えひめ森林公園	22,663,000円
特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	ファミリーハウスあい	0円

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
財団法人 愛媛県体育協会	平成20年11月18日
社会福祉法人 親和園	平成20年12月19日
有限責任事業組合 トライアウトえひめ	"
学校法人 久米幼稚園	平成20年11月28日
学校法人 徳育学園	"
阿部 鉄 工 所	"
株式会社 大栄電機工業	"
学校法人 高縄幼稚園	"
株式会社 妻鳥通信工業	"
財団法人 愛媛県生活衛生営業指導センター	"
株式会社 D I O ジャパン	"
有限会社 寿開発	"
株式会社 大竹組	"
宗教法人 来迎寺	"
株式会社 東豫建設	"
愛媛県土地改良事業団体連合会	"
株式会社 トーヨ	"
愛媛県林材業振興会議	"
愛媛県担い手育成総合支援協議会	"
ジェイアール四国バス株式会社	"

(監査の結果)

平成19年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。

平成19年度児童福祉施設等施設整備事業費補助金について、旧施設の解体撤去工事費用の中に補助対象とならない撤去費用が含まれていたほか、資源循環税相当額の積算にも誤りがあり、補助金の過大な交付（1,124,000円）を受けていた。

(社会福祉法人 親和園)

事 業 主 体	補 助 金 の 名 称	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額
財団法人 愛媛県体育協会	平成19年度 愛媛県体育協会派遣職員受入事業	愛媛県体育協会派遣職員経費補助金	12,727,877円	12,727,877円
"	平成19年度 国体予選会派遣費等補助金	国体愛媛県予選会開催事業等	971,648円	971,648円
"	第28回国体 四国ブロック大会開催費補助金	国体四国ブロック大会開催事業	2,358,510円	2,358,510円

	"	平成19年度 国民体育大会 派遣事業 費補助金	国民体育大会派 遣事業	65, 214,280円	65, 214,280円		"	平成19年度 私立幼稚園 子育て総合 支援事業補 助金	くたに幼稚園の 子育て相談事 業等	1, 060,000円	1, 060,000円
	"	平成19年度 国民体育大会 ユニフォーム 購入費補助 金	国民体育大会ユ ニフォーム購入 事業	2, 134,125円	1, 067,062円		阿部鉄工所	平成19年度 チャレンジ 企業総合支 援事業費補 助金	技術開発支援 (技術研究梓)	20, 077,491円	13, 384,993円
	"	平成19年度 国体競技力向 上環境整備 費補助金	国体競技力向上 環境整備事業	1, 200,000円	562,500円		株式会社 大栄電機工業	"	"	23, 098,306円	15, 398,869円
	"	平成19年度 競技力向上 対策事業費 補助金	競技力基礎強化 対策事業等	43, 727,338円	43, 727,338円		学校法人 高縄幼稚園	平成19年度 私立学校運 営費補助金	高縄幼稚園の運 営費	38, 452,830円	17, 981,000円
	"	平成19年度 えひめ国体 ジュニア指 導者養成事 業費補助金	指導者派遣事業 等	2, 965,295円	2, 965,295円		"	平成19年度 私立幼稚園 子育て総合 支援事業補 助金	高縄幼稚園の子 育て相談事業等	1, 300,000円	1, 300,000円
	"	平成19年度 地域ジュニア クラブ支援 事業費補助 金	地域ジュニアク ラブ支援事業	1, 368,440円	1, 050,000円		株式会社 妻鳥通信工業	平成19年度 チャレンジ 企業総合支 援事業費補 助金	技術開発支援 (製品開発梓)	23, 258,125円	15, 438,000円
	"	平成19年度 ジュニア(中・ 高)・成年合 同地区別練習 会支援事業 費補助金	ジュニア(中・ 高)・成年合同 地区別練習会支 援事業	836,700円	836,700円		財団法人 愛媛県生活衛 生営業指導セン ター	平成19年度 愛媛県生活衛 生営業指導セン ター活動費補 助金	愛媛県生活衛生 営業指導センタ ーの活動費	13, 296,000円	13, 296,000円
	"	平成19年度 「愛媛の顔」 競技種目育 成支援事業 費補助金	「愛媛の顔」競 技種目育成支援 事業	2, 716,068円	2, 716,068円		株式会社 D I O ジャパン	平成19年度 チャレンジ 企業総合支 援事業費補 助金	新事業展開支援	13, 664,895円	6, 813,000円
	"	平成19年度 全国大会等 開催支援事 業費補助金	2007オリンピ ックデーラン愛 媛大会の開催支 援事業	1, 527,513円	1, 000,000円		有限会社 寿 開 発	平成19年度 建設産業経 営革新等助 成事業費補 助金	新分野進出への 取組み	9, 804,900円	2, 000,000円
	"	平成19年度 えひめスポ ーツ振興事 業費補助金	一町一技推進支 援事業等	3, 724,000円	3, 724,000円		株式会社 大 竹 組	"	建設業の経営基 盤強化への取組 み	3, 444,036円	1, 639,000円
社会福祉法人 親 和 園		平成19年度 児童福祉施 設等施設整 備事業費補 助金	児童養護施設の 移転改築工事	503, 107,500円	374, 199,000円		宗教法人 来 迎 寺	平成19年度 文化財保存 顕彰事業費 補助金	県指定文化財の 修理	8, 190,000円	2, 730,000円
有限責任事業組 合 トライアウトえ ひめ		平成19年度 チャレンジ 企業総合支 援事業費補 助金	技術開発支援 (製品開発梓)	19, 660,000円	13, 020,000円		株式会社 東 豫 建 設	平成19年度 建設産業経 営革新等助 成事業費補 助金	新分野進出への 取組み	4, 269,840円	2, 000,000円
学校法人 久 米 幼 稚 園		平成19年度 私立学校運 営費補助金	久米幼稚園の運 営費	39, 042,171円	17, 476,000円		愛媛県土地改良 事業団体連合会	平成19年度 農村総合整 備推進事業 費補助金	技術向上対策事 業等	1, 234,000円	1, 234,000円
"		平成19年度 私立学校運 営費補助金 (幼稚園特 殊教育費補 助)	久米幼稚園の運 営費	1, 378,565円	1, 176,000円		"	平成19年度 食の安全・ 安心確保基 盤整備推進 対策補助金	基盤整備推進事 業(かがい施設)	6, 000,000円	6, 000,000円
学校法人 徳 育 学 園		平成19年度 私立学校運 営費補助金	くたに幼稚園の 運営費	41, 568,354円	16, 142,000円		"	平成19年度 団体営土地 改良事業補 助金	土地改良総合整 備事業(ため池) の調査設計	4, 000,000円	2, 000,000円
	"						"	"	土地改良総合整 備事業(農業用 排水施設)の 調査設計	2, 000,000円	1, 000,000円

"	"	土地改良総合整備事業（農道・農業用排水施設）の調査設計	2,500,000円	1,250,000円
"	平成19年度水土保全強化対策事業費補助金	土地改良施設管理指導事業等	8,634,000円	8,634,000円
"	平成19年度基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	指導・技術援助事業	3,770,000円	2,258,000円
"	平成19年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設の整備補修	66,000,000円	19,800,000円
株式会社トヨ	平成19年度チャレンジ企業総合支援事業費補助金	技術開発支援（製品開発枠）	6,253,909円	4,167,350円
愛媛県林材業振興会議	平成19年度えひめ材の家づくり促進支援事業費補助金	えひめ材の家づくり促進事業	7,707,474円	7,257,000円
愛媛県担い手育成総合支援協議会	平成19年度地域農業担い手総合支援事業費補助金	地域担い手育成総合支援事業	2,424,000円	2,424,000円
ジェイアール四国バス株式会社	平成19年度バス運行対策費補助金	生活交通路線維持費	29,305,000円	14,652,000円

（監査の結果）  
平成19年度において実施された上記団体に対する次の負担金に係る出納その他の事務について、監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事業主体	負担金の名称	負担金額
愛媛県競技力向上対策本部	平成19年度愛媛県競技力向上対策本部事業費負担金（競技力向上対策本部運営費）	534,722円
"	平成19年度愛媛県競技力向上対策本部事業費負担金（愛媛国体フィジカルアップ事業）	665,940円
"	平成19年度愛媛県競技力向上対策本部事業費負担金（運動部活動強化・育成指定校事業）	15,536,181円
"	平成19年度愛媛県競技力向上対策本部事業費負担金（運動部活動指導者派遣事業）	1,930,300円

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監査対象機関	監査年月日
子育て支援課	平成20年12月19日

（監査の結果）  
平成19年度における予算の執行その他について、監査公表（平成20年11月4日付け公表第35号）で公表したもののほか、次の事項が認められた。  
平成19年度児童福祉施設等整備事業費補助金における児童養護施設「親和園」改築工事において、旧施設の解体撤去工事費用の中に、補助対象とならない撤去費用が含まれていたほか、資源循環税相当額の積算に誤りがあり、1,124,000円が過大に交付されていた。  
補助金の交付に当たっては、対象事業の内容が適正であるかどうか、十分審査されたい。

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監査対象機関	監査年月日
愛媛県競技力向上対策本部	平成20年11月18日

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

選定した特定の事件	愛媛県の執行した補助金等について
監査の結果に関する報告提出年月日	平成20年 3月24日

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>企画情報部 管理局 交通対策課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>(社)全日本トラック協会への運輸事業振興助成交付金                  県からの交付金でもって築いた財産は運輸事業振興助成交付金特別会計としてだけでも平成19年3月末現在、15億円弱にも上る。                  さらに、平成18年度運輸事業振興助成交付金特別会計における事業費の中には、全日本トラック協会への出捐金が61百万円あり、過去においてもこの程度の出捐が(社)愛媛県トラック協会から(社)全日本トラック協会に毎年なされているものと推定できるが、それによって取得された資産等はこの15億円弱の枠外である。                  さらに、共同福利厚生事業としての保養施設利用助成等の事業が13百万円弱にも上っている。                  このような財産を保有する(社)愛媛県トラック協会、さらには、その財産保有状態等はわからないが、全国の都道府県にある県単位の協会から毎年多額の出捐がなされるであろう(社)全日本トラック協会のために継続して助成する必要があるので、ガソリンの暫定税率議論の最中であるが、ガソリン使用者との間の公平性は保たれているといえるのか、この支出全額について公益性をいうには疑問がある。交付金額の見直しを検討すべきである。</p>	<p>軽油引取税（県税）を原資とする本交付金制度は、昭和51年に同税の税率が引き上げられた際に営業用のバスやトラックの輸送コストに与える影響を考慮して国により導入されたものである。総務省通知に基づき、同税の年間収入見込額を基に決められた算式により交付金額を算出している。中央団体への出捐金についても、国土交通省の通知に基づき行われている。                  平成20年度の執行にあたっては、同年4月の軽油引取税の減収実績額を反映し交付金額を減額したうえで、交付先の(社)愛媛県バス協会及び(社)愛媛県トラック協会に対し、事業内容を十分精査するよう指導し、適切に執行したところである。                  平成21年度については、                  ・交付金事業の対象となる環境・省エネルギー対策や燃料高騰対策について依然として事業者のニーズが高いこと。                  ・政府与党の税制改革大綱に交付金基準額の確保が明記され、総務省及び国土交通省から各県に文書等で要請があったこと。                  ・四国他県の従来どおり国の算定式に基づいていること。                  などから、本県も交付金基準額どおりの予算額を計上することとした。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>県民環境部 環境局 自然保護課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>愛媛県国立公園清掃活動費補助金                  国立公園の清掃活動について補助金の目的通りの使用がなされているかどうかについて2件サンプリングし、事業実績報告書等や写真等を確認したが、これらの書類等はきちんと作成されていた。しかしながら、                  清掃活動は、その趣旨からより多くの人に参加をしてもらい行うことを想定していたため、特定の人が常時勤務していることを予定せず、日雇い労働者扱いで所得税の源泉徴収はしていなかったが、実際は特定の人への継続的支払があり、源泉徴収を行う必要があったものが判明した。                  清掃活動について仮にも労賃を支払うのであるから、清掃就労者の住所、現金の受渡時の受取にかかわる自筆のサイン等があるべきであるが、これがなかった。                  労務における時間管理はされておらず、何時から何時まで就労したのかが明確でなかった。                  いずれにせよ、写真や書式に合った実績報告のみに頼らず、サンプリングで構わないので何も連絡せずに現地に行き、実際の清掃状況を検証するということはすべきである。</p>	<p>愛媛県自然保護協会に対し、次のことについて文書で指導を行っており、同協会では、事業実施会員に対し同様の指導を行ったことを確認している。                  ・2ヶ月以上継続して賃金の支払いがある者については、所得税法施行令第309条に基づき源泉徴収を行うこと。                  ・労賃を受領する者からは自署による受領証を徴するなど適正な事務処理を行うこと。                  なお、就労時間の明確化については、平成19年度において既に様式を変更し対応している。                  おって、実地調査については、平成20年12月15日（鬼北町）、17日（松野町）にサンプリング調査を行い、適正に実施されていることを確認した。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>経済労働部 産業支援局 産業創出課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>愛媛県未来型知識産業創出支援事業費（アクティブ・ベンチャー）補助金                  愛媛県未来型知識産業創出支援事業費（ミニ・アクティブ・ベンチャー）補助金                  補助終了後、企画された結果が実現することを支援するために、補助金の支出の後に専門家による派遣指導を行うこととしている。                  技術だけでなく経営の面からも支援していく必要があることから、専門家の派遣による正確な経営指導は不可欠と考えるが、アクティブ・ベンチャー支援事業実施後のフォロー状況は、報告書の提出が遅延した事例や実施要綱に規定された専門家の指導が十分に実施されていない事例が見受けられる。                  専門家の指導が実施されていない事例があるのは、「補助事業対象者は顧問の会計士等を有する企業が多く、これら企業に県が別途に会計士等を派遣する必要性が低いことから、実際の運用としては企業の要望に基づき必要な専門家を派遣していたためである」とのことであるが、一部の企業においては、企業化状況報告書の提出が遅延する等、支出後における経営面の指導が不十分である。この事業を立ち上げた際の目的「県内における未来型知識産業の創出」のため、頻繁に事業者の状況を継続的にフォローし、適切な指導をしていかねばならない。</p>	<p>産業創出課担当者及び産業技術研究所研究員等が、対象となる全事業者を訪問し、状況把握や経営指導等を行っている。                  今後も、継続的な訪問指導のほか、必要に応じて専門家等に依頼するなどして、経営指導等を行うこととしている。</p>

監 査 対 象 機 関	教育委員会事務局 文化スポーツ部 保健スポーツ課国民体育大会準備室
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>競技力向上対策事業費補助金</p> <p>今回の問題の発覚までにおいて、補助金を支出している愛媛県および財団法人愛媛県体育協会の職員の誰もが、過去の補助金の各競技団体での活動報告について、正確に把握していない状態にあった。</p> <p>県民から徴収した税金その他貴重な財源で賄われるのであるから、補助金の使用目的に従って「補助認定か、もしくは補助認定外か」について愛媛県補助金等交付規則（平成18年3月31日規則第17号）第23条の帳簿書類の備付け、第24条にいう立入検査権があるのであるから、その活動状況や処理状況の把握、その運営管理状況の検証をしておかなければならなかったはずができていなかった。</p>	<p>平成19年度から、競技力向上の実態に即した補助対象経費の見直しを行うとともに、大会記録などの「事業実施」や領収証などの「支出経費」の確認書類の添付の義務付けや複数役員によるチェック体制の義務付けを求め、全競技団体を対象とした研修会を開催して、再発防止の徹底を厳しく指導している。</p> <p>また、チェック体制をさらに徹底し、再発防止を図るために、平成20年度からは、この補助金を競技力向上対策本部（事務局：県教委）が直接執行するとともに、県教委の体育指導主事ごとに担当競技団体を決め、きめ細かい現場指導を行い、活動状況や処理状況の把握、運営管理状況の検証に努めている。</p>

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
長 寿 介 護 課	平成20年10月15日

（監査の結果）

ケアハウス廣寿苑（設置者：社会福祉法人杉の子会）に対する軽費老人ホーム事務費補助金について、提出された申請書類の確認審査が十分でなかったため、補助金が8,403,000円過大に交付されていた。

補助事業の事務や検査・指導等の体制を見直すとともに、補助金交付先に対しては公金補助の趣旨の認識を徹底するよう強く指導し、補助金の適正な支出に万全を期されたい。

（措置の内容）

- 平成20年6月のケアハウス廣寿苑への監査事務局職員の監査に係る指摘後、ただちに、ケアハウス廣寿苑への立入検査を実施し、当該で詳細に検査した結果、指摘のあった19年度分の補助金超過交付額を含め、施設開設後5年間で合計17,492千円の返還を要する補助金交付の誤りを確認した。なお、当初、懸念していた法人の意図的な不正経理ではなく、補助金事務担当者であった施設長の錯誤によることを確認したため、返還対象額の全額を返還させた。
- また、補助金を交付した県下の軽費老人ホーム全39施設についても、平成20年6月末までに一斉に補助金検査を実施した結果、8施設について経理上の誤りや補助金事務に係る指摘事案があり、そのうち、2施設について、計422千円の返還を要する補助金交付の誤りを確認したため、返還対象額の全額を返還させた。
- 当該補助金に係る執行事務並びに審査事務に構造的な問題があったため、平成20年7月に当該補助金のマニュアルを改め、毎年、12月から1月の間に、施設と補助金協議を実施し、補助金の事務手続きの適正化を確保するとともに、法人の決算額との突合を決算書や帳簿等により確実にを行うよう、当該補助金事務執行体制を改善した。
- 平成20年度からの地方局への権限委譲により、実地の補助金検査について、法人への定期的実地監査においても県補助金の事務について重ねて確認できる体制としている。

- また、当該補助金に係る研修会を平成20年8月8日に実施し、措置費のように使い切ると認識されやすい当該補助事業の根本的な意義を含め、補助金事務の適切な取扱いについて指導した。

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
義 務 教 育 課 高 校 教 育 課	平成20年10月16日 "

（監査の結果）

- 諸収入（給与の過払金）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
17年度	392,002	
計	392,002	

（義務教育課）

- 諸収入（給与の過払金）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
14年度	280,085	
計	280,085	

（高校教育課）

（措置の内容）

- 収入未済額については、債務者が行方不明となっているため、再三にわたり親族等関係者宅への訪問を行い、本人からの返納をお願いするとともに、所在の把握に努めているところであるが、現在のところ所在の判明には至っていない。  
今後も継続して、関係者に協力をお願いするとともに、連絡を密にして完済に努めたい。  
（義務教育課）

2 不明であった債務者の所在が判明したため、返済計画書を提出させ、債権回収に努めた結果、すべての債権を回収した。(完済日：平成21年2月20日) (高校教育課)

○公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年3月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 河野 忠 康

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 児 童 相 談 所	平成20年4月18日
東 予 児 童 相 談 所	平成20年2月20日

(監査の結果)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 分	滞納繰越分	計	
19年度	5,103,810	51,852,523	56,956,333	平成19年12月31日現在(対前年同月比)
18年度	7,798,370	54,108,730	61,907,100	
差引増減	2,694,560	2,256,207	4,950,767	

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 分	滞納繰越分	計	
19年度	920,540	12,691,880	13,612,420	平成19年12月31日現在(対前年同月比)
18年度	1,552,310	12,209,100	13,761,410	
差引増減	631,770	482,780	148,990	

(東予児童相談所)

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措

置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。  
また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成19年12月31日現在	平成20年度への繰越額(平成19年度末現在)	平成20年12月31日現在
平成19年度分	5,103,810	5,770,670	5,517,650
滞納繰越分	51,852,523	43,877,633	43,490,813
計	56,956,333	49,648,303	49,008,463
平成20年度分			5,128,640
合計(+)	56,956,333	49,648,303	54,137,103

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。  
また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告、臨戸を実施するとともに、12月までに徴収会議を5回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者を選別し重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促を行い、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成19年12月31日現在	平成20年度への繰越額(平成19年度末現在)	平成20年12月31日現在
平成19年度分	920,540	1,157,568	1,039,268
滞納繰越分	12,691,880	11,499,960	9,350,740
計	13,612,420	12,657,528	10,390,008
平成20年度分			1,003,390
合計(+)	13,612,420	12,657,528	11,393,398

(東予児童相談所)

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年3月27日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
X線コンピュータ断層撮影(CT)システム一式(年間賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年2月26日	香川県高松市古新町2番地3 三井住友ファイナンス&リース株式会社	37,926,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。



## 雑 報

## ○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成21年3月17日に次のとおり指示した。

平成21年3月27日

愛媛県内水面漁場管理委員会  
会長 那 須 熊 市

## 1 指示の内容

## (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続する水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

## (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

## (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

## (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

## 2 指示の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで